

独立行政法人国民生活センター役員給与規程新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、<u>特別調整手当、通勤手当及び特別手当</u>とし、非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。</p> <p>(俸給)</p> <p>第3条 常勤役員の俸給月額を、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>1,016,000 円</u></p> <p>(2) 理 事 <u>840,000 円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第4条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額を、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 監 事 <u>122,000 円</u></p> <p>(2) 監 事（理事長の指名する者に限る） <u>497,000 円</u></p> <p><u>(特別調整手当)</u></p> <p>第5条 <u>特別調整手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定の趣旨に準じて常勤役員に対し支給する。</u></p> <p><u>2 特別調整手当の月額は、相模原事務所（独立行政法人国民生活センター組織規程（平成16年規程第1号。以下「組織規程」という。）第20条第1項に規定する事務所をいう。以下同じ。）に在勤する常勤役員にあっては、俸給に100分の3、東京事務所（組織規程同条同項に規定する事務所をいう。以下同じ。）に在勤する常勤役員にあっては俸給に100分の12の支給割合を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、<u>職責手当、通勤手当、特別手当及び業績給</u>とし、非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。</p> <p>(俸給)</p> <p>第3条 常勤役員の俸給月額を、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>944,000 円</u></p> <p>(2) 理 事 <u>781,000 円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第4条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額を、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 監 事 <u>113,000 円</u></p> <p>(2) 監 事（理事長の指名する者に限る） <u>462,000 円</u></p> <p><u>(職責手当)</u></p> <p>第5条 <u>常勤役員の職責手当の月額は、俸給の月額に100分の8.5の支給割合を乗じて得た額とする。</u></p>

独立行政法人国民生活センター役員給与規程新旧対照表

3 東京事務所に在勤する常勤役員が、相模原事務所に異動した場合（当該異動の日の前日に6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）は、当該役員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間、俸給に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に規定する支給割合による特別調整手当（当該異動の日の前日の特別調整手当の割合が、当該異動の後に改定された場合にあっては当該異動の日の前日の割合による特別調整手当）の額を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（給与の支給）

第6条 常勤役員の給与（特別手当及び通勤手当を除く。）及び非常勤役員手当は、月の初日から末日までの期間につき毎月17日にその月の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1)・(2) 略

（日割計算）

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与（通勤手当及び特別手当を除く。）を支給する。ただし、退職した常勤役員が即日常勤役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

2～4 略

（通勤手当）

第8条 常勤役員の通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

（給与の支給）

第6条 常勤役員の給与（特別手当、通勤手当及び業績給を除く。）及び非常勤役員手当は、月の初日から末日までの期間につき毎月17日にその月の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1)・(2) 略

（日割計算）

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から給与（通勤手当、特別手当及び業績給を除く。）を支給する。ただし、退職した常勤役員が即日常勤役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

2～4 略

（通勤手当）

第8条 常勤役員の通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

独立行政法人国民生活センター役員給与規程新旧対照表

2・3 略

(特別手当)

第9条 常勤役員の特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤役員及び基準日前1月以内に退職した常勤役員に対して、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前々日に、これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれの前日）に支給する。

2 常勤役員の特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した常勤役員にあっては、退職した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の8第2項に定める支給割合を乗じて得た額を基礎として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、内閣府独立行政法人評価委員会の実施する業績評価の結果により、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

2・3 略

(特別手当)

第9条 常勤役員の特別手当は、毎事業年度6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前々日に、これらの日が土曜日に当たるときは、それぞれの前日）に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職し、若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第23条第1項及び第2項第1号に該当して解任され、又は死亡した常勤役員についても、基準日に在職していたものとみなす。

2 常勤役員の特別手当の額は、俸給の月額に職責手当の月額を加えた額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び職責手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の200を乗じて得た額とする。

3 常勤役員の特別手当は、当該年度の6月30日に支給する場合においては特別手当額に50/100を乗じて得た額、12月10日に支給する場合においては特別手当額に50/100を乗じて得た額に、基準日前6月の期間における常勤役員の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

独立行政法人国民生活センター役員給与規程新旧対照表

3 略

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第23条第2項の規定により解任された(同法同条同項第1号に該当して解任されたときを除く。) 常勤役員

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員(前号に掲げる常勤役員を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 略

4 略

4 略

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された(同法同条同項第1号に該当して解任されたときを除く。) 常勤役員

(2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員(前号に掲げる常勤役員を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 略

5 略

(業績給)

第9条の2 常勤役員の業績給は、内閣府独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の実施する業務の実績に関する評価の結果(以下「評価結果」という。)の通知を受けた日から起算して1月以内に前年度において在籍した常勤役員に対して支給する。

2 年度の初日以外の日において新たに任命された常勤役員及び年度の末日以外の日において退職し、解任され、又は死亡した常勤役員の業績給の額は、日割りによって計算する。

3 前項の日割計算をする時は、業績給の額を365日で除した額を1日分とする。

4 理事長の業績給の額は、第3条第1号に規定する俸給の月額に100分の200の割合を乗じて得た額に、次の各号に定める評価結果の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該年度の評価結果を基本にセンターの運営状況を総合的に勘案し、調整することができる。

(1) AA評価 100分の150

(2) A評価 100分の125

(3) B評価 100分の100

独立行政法人国民生活センター役員給与規程新旧対照表

<p>(給与の支払方法)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(端数の取扱い)</p> <p>第11条 第7条又は第9条の規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはその端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはその端数金額を1円として計算する。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(4) C評価 100分の75</p> <p>(5) D評価 100分の零</p> <p>5 <u>理事の業績給の額は、第3条第2号に規定する俸給の月額に100分の200の割合を乗じて得た額に、当該理事の業務に対する評価結果に応じて、前項各号に定める評価の区分に対応する割合を上限に、理事長が当該理事の業務に関する貢献度を総合的に勘案して決定した割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(給与の支払方法)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(端数の取扱い)</p> <p>第11条 第7条、第9条又は第9条の2の規定により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときはその端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはその端数金額を1円として計算する。</p> <p>(実施細則)</p> <p>第12条 略</p>
--	--